

提出する課税証明書等が全て非課税の場合に提出が必要な書類

課税証明書等に記載されている市町村民税（所得割・均等割の両方）が0円の場合に、非課税となります。提出が必要な課税証明書等が全て非課税の場合で、下記のいずれかの収入がある、または給付を受けている場合は、その金額を証明する書類(※)をご提出ください。

下記のいずれかの支給を受けている場合は、金額を証明する書類をご提出ください。

- 障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金（国民年金法）
- 障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法）
- 障害年金、障害手当金（船員保険法）
- 職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの（改正前国共済法、改正前地共済法）
- 年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの（改正前国共済法、改正前地共済法、改正前私学共済法）
- 障害共済年金及び遺族共済年金及び障害一時金（改正前国共済法、改正前地共済法）
- 障害共済年金（移行農林共済年金）
- 障害年金、特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの（移行農林年金）
- 障害補償給付及び障害給付（労働者災害補償保険法）
- 特別障害給付金（特別障害給付金の支給に関する法律）
- 障害補償等（国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定）
- 特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当、福祉手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

※ 金額を証明する書類 とは

各機関が発行する、支給金額を通知する証書、ハガキ等。写しでも構いません。ただし、下記の期間における支給金額を証明する必要があります。

- ・ 1月から6月の間に申請する場合：一昨年の1月～12月の支給金額
- ・ 7月から12月の間に申請する場合：昨年の1月～12月の支給金額

[収入・給付の金額を証明する書類が無い場合や、提出を省略したい場合]

申請者（保護者がいる場合は保護者含む）の「合計所得金額」「公的年金等の収入」「障害手当金等の給付」の合計金額により、階層区分（自己負担上限月額額の基準額）が「低所得Ⅰ：基準額2,500円」又は「低所得Ⅱ：基準額5,000円」のどちらかに決定されます。より基準額の高い「低所得Ⅱ」での決定をご了承いただける場合、収入・給付の金額を証明する書類の提出を省略することができます。

（申請書内の、下記の欄をご確認ください。）

右のチェック欄を踏まえて階層区分が決定されることについて承諾します。	<input type="checkbox"/> 今回書類を提出したものの他に収入等はありません。 【合計金額により、低所得Ⅰ（基準額2,500円）又は低所得Ⅱ（基準額5,000円）に決定】
	<input type="checkbox"/> 今回書類を提出したものの他に収入等がありますが、それらを証明する書類を一部又は全部、提出を省略します。【低所得Ⅱ（基準額5,000円）に決定】

[虚偽の申告を行った場合]

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という）第11条第1項第4号により支給認定が取り消される場合があります。また難病法第34条第1項により支給した特定医療費を徴収する場合があります。